京都本屋仲間記録『上組済帳標目』の分析

一　はじめに

小篇は、『上組済帳標目』(1)を分析し、近世における版権問題についてその一端を明らかにしようとするものである。寛永年間（一六二四～一六四四）以降、書肆による商業出版がおこり、万治・寛文（一六五八～一六七二）以降とくに活発になり始めると、良く売れている本を他の書肆が真似て出版するという重板・類板の問題が起き、紛争の種となった。しかし元禄十一年（一六九八）までは、法律上の版権保護というものがなかったため、版権侵害に関しては本屋仲間という組織（講）を作ることで自主的に対処していた。『上組済帳標目』（以下『済帳標目』と称す）は、それらの膨大な判例の帳面（済帳）を見易くするために、帳面から判例の要点を抜き出し、「標目」の形にして後年に編纂したものである。『済帳標目』は、出版に関する当時の状況を、「標目」とは言えよく伝えている。記載のある元禄七年（一六九四）から五十年分の記事を総覧し、当時どのような出版問題があったのか、本屋仲間がそれにどう対処したのかを分析して見たいと思う。記載された版権侵害とその対処の結果の推移を概観することで、最初はまちまちの対応であったものが、ゆくゆくは厳しい処断となる、その推移の一端を示したい。

二　出版訴訟

『済帳標目』の中から、元禄七年（一六九四）より寛保三年（一七四三）までの「出入り」を一覧表にしたのが、次に掲げる表一である。略号は次の通りである。

A1、構えの箇所全て削る。　A2、一部分のみ削る。　A3、改める（題や文字）。　B1、板賃なしに摺らせる。　B2、版権譲渡。　B3、金銭で版権譲渡。　B4、行事が買取、仲ケ間板に。　B5、金銭で解決。　C1、相合。　C2、樽代出させ相合。　C3、相合＋樽代なしに摺らせる。　D1、絶板。　D2、売買停止（売留、仲ケ間内での申し合わせ含む）。　D3、一部分出版停止。　＊番号とは通し番号のこと、年号が前後する場合があるが、それらは全て済帳標目に記載されている順番に従った。

京都書林仲間上組済帳標目・対立書肆一覧

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書名
1694	1	武家重宝記	いせ屋七良兵衛	C 2	長谷川藤兵衛	武用弁略
	2	字尽重宝記	秋田屋庄兵衛 秋田屋彦兵衛	C 1	村上勘兵衛	合類節用
	3	俗解襲方	いせ屋九兵衛	C 1	一文字屋三郎右衛門	(万病)回春
				B 1	西村市郎右衛門	(万病)回春指南
	4	年中重宝記	西村半兵衛＋四人	C 1	大井七郎兵衛	日本歳時記
	5	百人一首ひな形入絵抄	水田甚左衛門	B 4		
	6	恩重経首書	中野小左衛門	A 1		恩重経網極抄
	7	杜律音注	井筒屋六兵衛＋二人	C 1	西村市郎右衛門	西村市郎右衛門板
					井上 藤田	井上藤田板
	8	西方要決首書	上村次郎右衛門	C 1	戸嶋惣兵衛	西方要訣略注
	9	唯識玄談	吉左衛門	その他	松屋源兵衛	略解
1696	10	補忘記新板	松屋源兵衛	その他	井上忠兵衛	古板
		講中溜り銀配分のこと				
	11	女世話用文章	万屋仁兵衛	A 1	水田七左衛門	虫歌合
1700	12	文選素本	松会正三郎	D 2	風月	風月板素本
	13	和歌八重垣	柏屋四郎兵衛	A 2	中野六右衛門	和歌分類
	14	新板節用集	かぎや善兵衛	A 2	いがや久兵衛	年代記絵抄
1701	15	往生要集	杉生五郎左衛門 上村次郎右衛門	D 2	京都板元中	往生要集
	16	徒然集説	上村次郎右衛門	C 1		徒然草諸抄大成
	17	恩重経絵抄	井筒屋庄兵衛	A3・B1	田中庄兵衛	恩重経和談抄
1702	18	大成論和語抄	林正五郎	衆外→C3	風月	高野抄
					武村新兵衛	諺解
		重板・類板を京都大坂お互い慎むこと				
	19	梵網撮要会本	藤屋弥兵衛	B 3	大和屋得兵衛＋十人	元板
	20	茶湯六宗	和泉屋茂兵衛	A 1	平野屋左兵衛	茶湯奥儀抄
	21	松の葉	いづゝや庄兵衛	A 1	和泉屋茂兵衛	新曲唱歌
1703	22	節用集＋江戸鑑景図	かぎや善兵衛	沙汰なし	藤屋長兵衛	
1704	23	下掛小半切謡	山岡市兵衛＋三人	C 1	荒川三郎兵衛	小本枕謡本
	24	通俗戦国策	上村平左衛門	C 1		呉越軍談
	25	円光大師絵詞伝	小川多左衛門	B 2	中野五郎左衛門	上人伝
	26	詩学桂林	和泉屋茂兵衛 長谷川伝兵衛	沙汰なし	伏見屋藤右衛門	詩林良材
	27	六家類題	北村八郎兵衛	沙汰なし	武家	六家集
	28	謙玉綱目	教来寺弥兵衛	D 2	かぎ屋善兵衛	謙玉双書
	29	訓蒙図彙首書	板木屋孫七	軽追放		
1705	30	天門初心抄	教来寺弥兵衛	その他	伊丹屋	天文図解
	31	保元平治古板	伏見屋藤右衛門	C 1	文台屋宇平	枕本
	32	馬医良薬図解	永楽屋七郎兵衛	C 1	上村平左衛門	仮名安驥集
	33	韻鏡諸抄大成	大和屋嘉右衛門	その他	鍵屋善兵衛	韻鏡袖中抄
	34	朝鮮太平記	柏屋四郎兵衛	その他	大和屋伊兵衛	朝鮮軍記大全
	35	増補報覚集	上村次郎右衛門	その他	大坂	舞楽随葉図
	36	一休可笑記	大坂彦太郎	内済	永田調兵衛	一休咄
1706	37	年代記絵抄小本	出雲寺	B 3		天王講年代記
1707	38	楞厳集注	井上忠兵衛	保留	西村市郎右衛門	解蒙抄
	39	北国太平記		記載なし		
	40	大宝百人一首	藤屋三郎兵衛＋三人	A 1	柏原屋清右衛門	万宝百人一首
	41	梵網資講抄	河州通玄師 藤屋弥兵衛	範疇外		撮要
	42	病機撮要弁証	万屋喜兵衛	B 1	西村市郎右衛門	内経抜書弁解
1708	43	万宝大雑書	磯田太郎兵衛	内済		拾遺雑書
					田中庄兵衛	宝暦雑書
	44	倶舎論冠注	出雲寺 三木	C 2		恵暉逊鱗党宝記

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書籍
	45	京之図	吉野屋藤兵衛	沙汰なし	図屋治左衛門	
	46	万年節用字鑑大成	吉文字や市兵衛	A 1	村上勘兵衛 鈴木太兵衛	魚鳥切形 料理献立
	47	弁疑目録	永原屋孫兵衛	内済	永田調兵衛	五巻ノ書目録
1710	48	梵網資講抄	記載なし。裁判沙汰			
		御公儀より重板蔵板の取扱につき御尋ね。五ヶ条の返答書付写。				
1711	49	義仲軍談	秋田屋五郎兵衛	B 1	小川久兵衛	
1712	50	篦篥新板	中野宗左衛門	B 3	村上勘兵衛	篦篥増補
	51	字引大全	柏屋四郎兵衛	沙汰なし	藤屋長兵衛	
	52	正徳式目 大諸礼 七ノ諸礼	橘屋治兵衛 福森六左衛門 中野宗左衛門 野田弥兵衛	D 2	素人板	
1713	53	韻鏡諸抄	唐本屋八郎兵衛 増淵権兵衛 柏屋勘右衛門	D 2	鍵屋善兵衛	韻鏡袖中抄
	54	増補霊宝能毒かな	油屋与兵衛	その他	上村平左衛門	和語薬性能毒
1714	55	妙薬不求人	唐本屋八郎兵衛	D 2	小川多左衛門	
	56	安心決定注解	川勝 丁字屋 八尾勘兵衛	C 1		安心口吹 安心決定私記
	57	一遍上人絵詞伝	秋田屋清兵衛 柏屋勘右衛門	B 3	水田 福森六左衛門	水田板縁起 播州問答
	58	四書集註俚諺抄	毛利香之丞	願い出		四書諸末書
	59	武家評林	大坂表素人板	D 2	平野屋左兵衛	将軍家譜
1715	60	四海太平記全部四十冊	大和屋伊兵衛 三吉常春 須原屋茂兵衛	D 3		江源武鑑 後太平記 重編応仁記
		公儀へ年頭八朔出礼。				
1716		会合と借銀のこと				
	61	謡磐斎抄	岡本半七	D 4		
1717	62	北条太平記	菊屋七郎兵衛	C 1	梅村	九代記
	63	華道全書	伊丹屋新兵衛	D 2		立花正導地錦抄抛入花伝
	64	祇園会絵図	松葉屋五郎兵衛	C 1	山本長兵衛	祇園会絵図
	65	国姓爺忠義伝	田中庄兵衛	A 2	吉野屋権兵衛	明季遺聞
	66	五経図解	近江屋喜左衛門	A 2		五経大全
	67	東林更鳴集	日野屋半兵衛	範疇外	福森六左衛門	双林集
	68	琴の組	菊屋七郎兵衛	B 4	梅村	元板
1718	69	法華験記	小川太左衛門	C 2	村上勘兵衛	本朝法華伝
		掛銀を集め、借銀を済ませる				
1720	70	懐中珍宝	藤屋長兵衛	内済	梅村	長丁ノ寸珍
1718		大般若経細字、嵯峨御門跡様蔵板のこと				
	71	大平義臣伝		D 1		
	72	忠義太平記大全		D 1		
	73	忠信略太平記		D 1		
	74	高名太平記		D 1		
	75	歴代参考	河南四郎右衛門	沙汰なし	浅野久兵衛	歴代要覧
1720	76	詩経示蒙句解	山形屋善兵衛	沙汰なし	なはや次郎右衛門	詩経祥解
1721	77	指要抄祥解選翼		記載なし		
	78	拾玉智恵海		記載なし		
	79	六祖壇経舐糖	藤屋五郎兵衛手代善六	流罪		
1723	80	順和名		その他		
		好色本の売買・板行禁止				
	81	延喜式		その他		
1724		大坂本屋並びに行事役が京都と同格になる				
	82	三楠実録	河内屋宇兵衛	沙汰なし	田中庄兵衛	二代記
		江戸表からお尋ねの本四十二品について				
	83	最勝王経	大和屋久兵衛	記載なし	羽州観喜寺	
	84	法雲禅師続録	田原勘兵衛	A 2		
	85	日本紀素人板		D 2		
	86	観音霊場記素人板	印判屋太兵衛	その他		
	87	観音知礼記講録	柏屋勘右衛門	沙汰なし		知礼記

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書籍
1725	88	毛利三省本屋惣代の願出叶わず				
	89	医方詳解	伏見屋藤二郎	記載なし		
1726	90	唐詩選江戸板		記載なし	田原勘兵衛	唐詩訓解
	91	寂如上人御勧化書	福森六左衛門	願出叶わず		
	92	新選碁経大全	秋山仙朴・作	Ｄ２		
		公辺に訴える時は何であれ、まず行事に知らせるようにとの事				
	93	十体千字文	藪田清左衛門	内済	天王寺屋市郎兵衛	
	94	韓柳選	須原屋新兵衛	その他		抜書類書卅七品
	95	幼科良方	伏見屋藤次郎	沙汰なし	秋田屋平左衛門	小児直決
	96	六時礼讃並日用念誦	沢田吉左衛門	沙汰なし	村上勘兵衛	浄業課誦
1727		開板・類板・重板・蔵板などの定義				
	97	東医宝鑑		記載なし		外科経験方
	98	世宝伝受袋	伏見屋藤二郎	内済	山本長兵衛 中川茂兵衛	近効方 袖珍仙方
	99	切要秘方	伏見屋藤二郎	Ｂ１	中川茂兵衛	袖珍仙方
	100	医療羅合	著屋勘兵衛	Ｃ１	山本長兵衛 天王寺屋市郎兵衛	近効方 救急易方
	101	大般若経智積院蔵板	藤屋長兵衛	記載なし		
	102	智恵袋	袋屋五兵衛	Ｃ１	小川多左衛門 村上清三郎 小川多左衛門 小川多左衛門	万宝鄙事記 日本歳時記 救民妙薬 和尓雅
	103	茶教事実宝鑑	上村四郎兵衛 小川多左衛門	Ｄ１	野本惣吉	
	104	童習万宝福寿往来	菊屋七郎兵衛	Ａ３	大坂	童子往来
	105	都の錦		範疇外	双紙屋	
	106	切要秘方	伏見屋藤次郎	Ｂ１	山本長兵衛	近効方
	107	切要秘方	伏見屋藤次郎	Ｂ１	天王寺屋市郎兵衛	救急易方
1728	108	妙宗抄講録	長谷川市郎兵衛	沙汰なし	風月庄左衛門	妙宗抄会本
	109	法華経両点の板木	井筒屋三右衛門	内済	大和屋五兵衛	
	110	臨済録碑銘入	文台屋次郎兵衛	Ｃ１	梅村弥右衛門	臨済録
	111	薬師瑞応伝	藤屋弥兵衛	Ｂ１	ひしや治兵衛	利益抄
		新板御願の時に町々年寄同道のこと				
	112	悉曇字記創学抄		願出	東寺観智院	
	113	徳寿百人一首	角屋長右衛門 柏屋	大坂へ返答	伊丹屋茂兵衛 和泉屋茂兵衛 毛利田	八千代百人一首歌仙入
		他国の新板物は、入銀ではなく本替にせよとのこと				
1725	114	法相義冠注	井上忠兵衛	その他	永田調兵衛 八尾清兵衛	百法頭書 百法私考
	115	因明釣物壱枚物	中野小左衛門	その他	杉生五郎左衛門	因明本作法
	116	詠象詩	安田万助	願出		
	117	紫式部日記傍注	銭屋儀兵衛	願出叶わず		扶桑拾葉
1722		作者板元名が明記されていない書物は売らない。外題直しも江戸では売買停止が仰せつけられている。当地でもこのルールを用いること				
	118	普救類方	江戸書林	その他		
1729	119	将棊勇士鑑	菊屋七郎兵衛	Ｄ１		
	120	将棊手段草	山村半右衛門	Ｄ１		
	121	真俗仏事編	大坂	Ａ２		谷響集 桜陰腐談
	122	済民日用大全ひらかな	柏屋四郎兵衛 村上勘兵衛	保留	大坂	医道重宝記 袖珍医便平かな
		伸ヶ間作法のこと				
	123	本朝芸話	板木屋勘兵衛	写本戻し		武芸小伝・和漢事始
	124	日蓮譲状弁偽	栗山弥兵衛	写本戻し		
	125	大学誠意	藤屋武兵衛	Ｄ３		理諺抄示蒙
	126	三部経改点	西六条六左衛門	願出叶わず	経師平兵衛	清濁付
	127	漢和初心抄	鱗形屋源左衛門	沙汰なし		をだ巻
1730	128	浄瑠璃本名所井筒下巻	双紙屋福居や	Ｄ１	正本屋九兵衛	
	129	規矩準縄録		その他		譲状弁偽
	130	筆家用文章	藤屋武兵衛	その他	吉野屋藤兵衛	当流用文章
	131	諺解（今川抄古板）	毛利田庄太郎	Ａ３	長谷河正右衛門	諺解
	132	十炷香暗部山	作者板主恵南	Ｄ１	万屋喜兵衛 銭屋茂兵衛	香之記 香道秘儀
	133	紅炉雪反唾劄	秋田屋平左衛門 井上忠兵衛 河南四郎右衛門 土河宇平	Ｃ１	菊屋長兵衛	紅鑪一唾篇

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書籍
	134	章付観音懺法	大和屋五兵衛	その他	文台屋太兵衛	
1731	135	死出の田分言	小川彦九郎	D２		
	136	復斎点四書	瀬戸物屋庄右衛門	沙汰なし	村上	嘉点四書
	137	寺沢初学手本、同かな手本、同筆海専用	伏見屋藤次郎	範疇外	野田太兵衛	
	138	唐詩正声		沙汰なし	村上源七	孟浩然詩集
	139	辟邪宝輪	菊屋長兵衛	不許可		
	140	宋板傷寒論小本	医師香川太仲	D２	中川茂兵衛	
	141	誹諧水かゝみ	吉文字屋市兵衛	その他		をたまき 新式 寄垣 枝葉集
	142	金神救命伝	沢田藤右衛門	願出叶わず		
1732	143	至公訓	菊屋喜兵衛	D１		
	144	温故政要	伏見屋藤二郎 西村市郎右衛門	D１		
	145	三部経清濁	素人六左衛門	その他	西本願寺	
		出版物写本の吟味が雑。今後念入りに				
	146	芝居番附		その他		
	147	長谷川妙貞手本物		その他		
		板行物吟味に念を入れ、新板物願の加判辞退の者がいるので、行事の他に十人ほど加えて相談したところ、証判衆と退判衆と二派に分け、判形を取り置くとのこと				
	148	唐詩訓解素本	田原勘兵衛	不許可	須原屋新兵衛	江戸板唐詩選
1733	149	大和文選鬱草	升屋二郎右衛門	D１		
	150	亀卜書	紙屋藤七	閉門		
	151	建武年中行事	村上勘兵衛 小川太左衛門	D１		
		本屋惣代の願人の件				
		行事は十二人づつ四ヶ月で入れ替わること。新古や身分は構わず、贔屓したりしないように入れ替えていく。世話もしないだろう人は暫く休ませ、用捨したい。しかしこれでは回るのが早いので、八人づつで今まで通り運営しようとのこと				
		倹約の時節、祝儀を止めるよう八兵衛に伝えたら、長年の恩がある仲ヶ間なので、御出入りの筋は切れぬよう、よろしくとのこと				
		吟味済の写本に勘定役の印を押し始める。				
	152	日用和解かな	西村市郎右衛門	内済	吉文字屋市兵衛	食物和解
	153	誹諧水かゝみ	吉文字屋市兵衛	内済	村上勘兵衛	公事根源集尺
		新板御願の節、年寄の同道免除は許されず				
	154	弥陀疏抄	吉田三郎兵衛	板木預け改		井上忠兵衛
1734	155	梵網経折本		記載なし		
	156	悉皆世話字彙	伏見屋藤二郎	C１	村上勘兵衛	合類節用字尽重法記
	157	文選字引四声付	風月庄左衛門	A１	大の木市兵衛 吉文字屋市兵衛 つるがや九兵衛	字林集韻
	158	年中行事大全	長村半兵衛	内済	蓍屋勘兵衛	年中参詣記
1735	159	活幼全書	毛馬屋八郎衛門	その他	文台屋次郎兵衛	活幼心法 小児要決
		京の書物を江戸に広める時は、一部江戸仲ヶ間へ渡すこと				
	160	法華本迹雪謗	八木八郎兵衛	写本戻し	栗山弥兵衛	問答書
	161	唯信抄文意秘印決	永田調兵衛	その他	西村九郎右衛門	教行信証
	162	忠臣金短冊かな物読本	八文字屋八左衛門	D１		
	163	日本野志		沙汰なし		
	164	方除秘事	素人板	その他		救命伝
	165	正儀暦	梅村弥右衛門	沙汰なし		
	166	傾城腰越状	八文字屋八左衛門	不許可		
	167	御上使並諸国大名使者御役御宿付	めとき屋伝兵衛	不許可		
	168	御上使並諸国大名使者御役御宿付絵図	寺町高砂町素人	不許可		
1736	169	阿弥陀要解俗談	柏屋勘右衛門 長谷川庄右衛門	沙汰なし	浅野久兵衛	
	170	石山寺略縁起		記載なし	福森兵左衛門	
	171	古銀文銀割合重法記		願出叶わず		

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書籍
1736	172	唐六典		許可		
		仲ケ間取引の手数料が一割五分から一割に。				
	173	浅見点五経		沙汰なし		雲川点
	174	本事方	大坂	記載なし	津屋太兵衛	
	175	十四経		記載なし		
		看板を出しただけでは板株と認められないこと。八文字屋物を添状なしに売広めて行事が咎める。				
1737	176	軍理問答		その他		
	177	大阪囃諷		その他		
	178	諸神本紀	毛馬屋八郎衛門	その他		神代系図伝
	179	四家宮詞	銭屋三郎兵衛	その他	平松	
	180	京大坂之図		沙汰なし		
	181	別之涙（浄留理本）		Ｂ２	正本や	笠物狂
	182	花王百人一首	毛利田	記載なし	柏屋四郎兵衛	八重垣
		行程記に関して江戸より書状到来				
	183	三才弁義後篇	芳野屋徳兵衛	その他		
		風流物の願い出は無用の仰せ。行事吟味の上、類書かな物のことをうかがう。				
	184	いろは字考録		記載なし		
1738	185	徂徠可成談	丸屋市兵衛	Ｄ１		
	186	艶書文枕江戸板	平の屋善六	記載なし	本屋孫兵衛	袖の玉章
	187	正信偈随意抄後篇	長村半兵衛	Ｃ１	北村四郎兵衛	正信偈口吹
	188	選釈集光燿弁	金屋半七	その他	吉田四郎右衛門	選釈口吹 選釈直談
	189	清水来験記		その他		
	190	霊宝揃	福居屋平右衛門	Ｄ２	蓍屋	開帳めくり
	191	都ひとり案内一枚摺	井筒屋九十郎	Ｄ１		京内めくり名所車
	192	夜国之図	めとき屋伝兵衛	Ｄ１		
	193	日本之図		記載なし	江戸	
	194	医学窺原論	村上伊兵衛	記載なし	西村市郎右衛門	経絡詳解
	195	唐詩選		Ｄ２		唐詩訓解
	196	予陽盛衰記	鱗形屋源左衛門	記載なし		
	197	筆勢武者硯	柏原屋清右衛門	内済	吉田三郎兵衛	武者車
	198	入出二門偈窺斑録	西本願寺	その他	丁字屋九郎右衛門	入出二門偈 入出二門偈試解
	199	疏啓蒙山板		Ｄ２		
	200	弥陀和讃一冊並略本一冊	経師屋庄兵衛	許可		
1739	201	明詩礎	額田正三郎 梅村弥右衛門	許可	田原勘兵衛	
	202	六ノ日録		願出		
	203	洞山悟本大師語録	鷹峰源光庵蔵板	記載なし		
	204	誹諧其傘、誹諧通俗志		Ｄ２		
	205	七福神伝記	大坂板	Ａ３か	出雲寺	七福神伝
	206	唐詩訓解素本韻付		不許可		
	207	台宗綱要再板		願出		
	208	花襷巌柳嶋	八文字や八左衛門	Ｄ１		
	209	古今詩刪		Ａ２か		
	210	太極管見発揮		不許可	伊藤	管見
	211	大坂観音籤之壱枚物		不明		元三ノ御圖
	212	大小商神宝富		Ｄ１		柱暦
	213	弁髦録	文台屋宇平	Ｂ５	秋田屋平左衛門	万世統譜
	214	正明伝	藤屋長兵衛	Ｃ１	永田調兵衛	正統伝
	215	維摩疏記		不明		垂祐記
	216	艶書文枕	平の屋善六	Ｂ２	本屋孫兵衛	
	217	芸苑巵言	千切屋徳兵衛	記載なし		
	218	現証往生伝	沢田吉左衛門	Ａ２か	芳野屋作十郎	扶桑往生伝
	219	星度便覧		不許可		
	220	唐詩百首かるた		不明		唐詩訓解
1740	221	後世の産		記載なし		
	222	白閉	菱屋源八	記載なし	正本屋九兵衛	
	223	大嘗会便蒙		記載なし		
	224	蠡海節用	吉文字屋市兵衛	その他	長村半兵衛	
	225	森羅万象要字海	伊丹屋茂兵衛	記載なし	出雲寺文次郎	公家鑑
	226	茗談集	藤屋武兵衛	記載なし		
	227	古今集半紙弐ツ切		記載なし	河南四郎右衛門	
		禁中様御規式・江戸表御規式書付差し上げ				
	228	蠡海節用		内済		
	229	森羅万象要字海		その他		

年	番号	書名	本屋	裁定	対立本屋	対立書籍
	230	法雲語録	藤屋五郎兵衛	記載なし	田原勘兵衛	
1741		洞上金剛杵という書、鷹峰源光庵蔵板願のこと				
	231	韻鏡翼	永田調兵衛	写本戻し		古義標注七首略
	232	釈氏蒙求	長谷川正右衛門	内済		四朝高僧伝
		戸田久兵衛入講				
	233	真宗勧誡集	河南四郎右衛門	記載なし		
	234	源氏拾要抄	長村半兵衛	写本戻し		
	235	能弁惑大全	伏見屋藤二郎	写本戻し	出雲寺	仕舞付
	236	子昴証道歌石摺	伏見屋藤二郎	記載なし	田原勘兵衛	
	237	雛形時津風	藤屋五郎兵衛	願い出		
	238	浄るり本	正本屋九兵衛	記載なし		菱屋源八
		当地住の仁は他国での板行願は無用のこと				
	239	能弁惑大全	伏見屋藤右衛門	済口		
	240	絵本鶯宿梅	伏見屋藤右衛門	記載なし	大坂	
	241	実語教、同和読物語	素人板	願い出		
	242	相国寺観音懺法	田原十兵衛	記載なし		
	243	詩則	河内屋宇兵衛	その他	武村新兵衛	
		板木屋名前書付を差上げる。				
	244	碁経綱目	芳野屋徳兵衛	願い出		
	245	大経梵響記		記載なし		
	246	相国寺懺法	吉野屋藤兵衛	記載なし		
	247	韻鏡図解綱目	戸田久兵衛	記載なし		
	248	窺斑録	丁字屋正助	記載なし		
	249	大般若経	藤屋両家	記載なし		
	250	老子弁、過鴈裁、	永田調兵衛	記載なし		
	251	風流反魂香	菱屋次兵衛	A 3		
		印房仲ヶ間入差構之事				
		素人板添状の割り印、家来衆持参の売本などについての張紙。				
	252	神代藻塩草	小川多左衛門 梅村三郎兵衛	記載なし		
	253	綿屋藤五郎・綿屋藤右衛門、板木わけ口		記載なし		
	254	謡拍子付	菊屋久兵衛 辻井吉右衛門 菊屋七郎兵衛	記載なし		
	255	碁経	菊屋久兵衛 芳野屋徳兵衛	その他		
1742	256	新勅撰集	吉田四郎右衛門	記載なし		菊屋長兵衛
	257	真言諸儀軌之事		記載なし		
	258	黄葉和歌集	吉田四郎右衛門	記載なし		
		升屋利介義衆外之事				
	259	及第詩選		記載なし		
	260	唐人詩帖		記載なし		
1743	261	綿以呂波	林長左衛門	出版		
		北野松梅院御文庫奉納願之事				
	262	印房雑集論之事		記載なし		
	263	拍子付謡	辻井吉右衛門	記載なし		川勝五郎右衛門
	264	文台屋次郎兵衛、大坂表小諷添状出入りのこと				
	265	雑集論		記載なし		
		掛け銀滞納者は除名とのこと				
		手代衆仲間入のこと				
	266	名所歌かるた	児玉勘十郎	記載なし		大和屋庄兵衛
	267	詩経古注		記載なし		
		北野奉納書物之事				
	268	年中参詣記	著屋勘兵衛	記載なし		
	269	唐詩訓解・詩かるた		記載なし		

表一を十年毎に、数値化したものが、表二である。もちろん単なる目安にすぎないが、これにより大きな推移を確認しておきたい。

	A	B	C	D	E	F
I	7	4	8	2	0	0
II	2	6	6	4	0	1
III	2	1	3	8	0	1
IV	4	4	4	14	9	1
V	4	3	3	10	11	0

（Eは不許可・版下写本戻しを、Fは追放・流罪・閉門を示す）

数字の上だけで見ると、（A）構えた部分を削る、（B）版権譲渡、（C）相板といった、前半によく見られた裁定が減少を辿り、（D）絶板・売買停止や（E）不許可・版下写本戻し等という比較的厳しい裁定が数を伸ばしている。これは版権侵害に対する対抗意識が強くなったこと、仲間行事の権限が大きくなったことと大きく関係しているであろう。どのような段階を踏んで、そのようになったのかを次に確認していきたい。

三　出版制度

まず、当時の出版制度については周知のことであるが、確認のためにあらましを述べておきたい。江戸時代の商業出版は、板株と呼ばれる権利を中心として成り立っており、それは出版された書物を管理・専売する権利である。板株は書物を著した作者ではなく、出版に必要な経費を負担した本屋が持っていた。そして本屋は本を出版する前に、仲間行事を通じて公儀へその旨を願い出、認められてから出版するという流れになっていた。出版に規制があったからである。たとえば、

享保十六年（一七三一）

一、死出の田分言　江戸小川彦九郎板行願被申所、権現様御名、文言ニ有之由ニ而御赦免無之。已前之半切本ニ出来候をも売買御停止被為仰付候由、江戸仲ケ間より申来ル。

とあり（句読点を付し、合字は開く。傍線は稿者。以下同じ）、江戸の小川彦九郎が『死出の田分言』を出版したいと申し出たところ、権現様（家康）の名前が入っているという理由で許可が下りなかった。

『上組済帳標目』に出てくる規制やルールはおおむね次の通りである。

宝永七年（一七一〇）

一、他国より持来候書物ハ、京都本屋行事方ニて吟味仕、元板之構ニ成不申物ニハ手紙相添、中ケ間通用仕申候事。

享保七年（一七二二）

一、江戸表より惣而新板書物作者幷板元之名、しかと不記書物ハ売買不仕候由、且又外題直し候物、江戸表ニ而売買御停止被仰付候由申来候。当地ニ而左様之義、御咎メも無之候へ共、江戸表被仰付相用ヒ、其旨仲ケ間中へ為知置候。

享保八年（一七二三）

一、好色本売買板行トモニ御停止被為仰付候。

享保十四年（一七二九）

一、他国より出申候新板物、本替ニ可被成候。入銀買一切被成間敷候。

正月十七日　　行司

右之書付出候を当地仲ケ間衆中心外ニ存、二月十七日双林寺にて三拾余人会合ニ而相談極メ、大坂表銀売買ハ各別、本替幷板賃ニ而摺らせ候事無用と究ル。此趣ニ付大坂表ニ驚被申、老人分之衆三人上京ニ而、段々詫被申候故、和談ニ成申候。此委細板行済帳ニ有。尤和談悦之印シ、惣仲ケ間へ樽菓子被出候。

享保二十年（一七三五）

一、京都の板物江戸表ニ弘メ之節、江戸仲ケ間へ初穂本壱部つゝ取被申候由、江戸板物当地弘められ候節、初穂本取可申哉と相談有之候。当地ニ而ハ取申間敷筈ニ御坐候。

要点をまとめると、次のようになる。

(1) 京都以外から持ってきた書籍は、京都本屋行事が重板・類板などではないかを吟味して、問題がなければ出版許可の添状をだす。この添状のない書籍は売買禁止。

(2) 好色本の売買・出版の禁止。

(3) 京都以外の出版物の取引は、入銀ではなく、本替とする。

(4) 作者板元名が明記されていない書物の売買禁止。外題直しの書物も江戸で売買停止令があり、京都でもそれに準拠する。(2)

(5) 京都の出版物を江戸でも売ろうとする場合、その前に江戸仲ケ間に一部ずつ渡しておくこと。

これらが元禄七年（一六九四）以降、裁定の積み重ねにより追加された規制である。しかし、その吟味のレベルが行事によって違っていたようである。たとえば、

享保十七年（一七三二）

一、板行物写本吟味麁抹有之旨、御咎メ被成、向後念入可申旨、別証文差上ケ、此已後、不埒之義御座候ハヽ、如何様とも曲事被為仰付候と認メ候。

一、板行物吟味御念被入、当六月十七日格別証文差上候ニ付、中ケ間之内順番之行事相勤砌、新板物願之加判辞退之衆有之ニ付、行事之外十人斗加へ、相談之上、証判衆と退判衆と二派を仕分、判形取置申候。此一件取分ケ長ク候、取意如此。

とあり、版下写本の吟味が雑であったため、公儀からお咎めを受け、念入りにしますという証文を差し上げたり、証判衆と退判衆と二グループに分け、判形を取り置くと取り決めたりしている。また、

享保十八年（一七三三）

一、本屋行事勤方御尋被遊候。口上ニ申上候大綱。行事ハ十二人つゝ四ケ月つゝ入代リ相勤申候。新古差別、身上之軽重ニ無構、贔屓荷担之

出来不申様ニ入更〳〵相勤申由申上候。尤之致方哉と被仰候而、行事面目有之候。

とあり、吟味に際して、行事による贔屓や荷担がないような対策が取られていたことがわかる。

四　重板・類板問題

出版の許可が下りると、以後原則として無期限に板株と称する権利が手に入る。権利は板木を売り渡さない限りその本屋のもので、板木が摩滅したり、火災などで焼けてしまっても、板株を譲渡しなければその本屋が出版する権利（焼株も含む）を保有するというものである。しかし問題があれば、許可が下りず、本屋は出版することが出来ない。不許可のほとんどは重板・類板、いわゆる差構え・構えと呼ばれるものである。それがどれだけ多かったかといえば、表一や表二に明らかなところであるが、また京都以外の土地での重板・類板問題も当然ある。例えば、

元禄十五年（一七〇二）

一、大坂表より毎度重板類板出来致、当地難儀ニ成候ニ付、当地御役所へ御断申上、大坂奉行所へ御願申候。仲ケ間同士相対ニ可仕旨、被為仰付候故、道頓堀ニて両仲ケ間立会致、重板類板互ニ相慎可申旨相定、大坂仲ケ間より判形ヲ取、帳箱へ納置候。

とあり、大阪で重板類板が横行し、大阪の奉行所に願い出たが、仲間同士で相談せよと言われ、道頓堀で会合し、京都と大阪でお互いに慎もうと取り決めたという記事からもうかがえる。

具体的に重板・類板の定義に関しては、『上組済帳標目』に次のように記されている。

享保十二年（一七二七）

一、類板ト申候儀ハ、たとへバ東医宝鑑共五冊、先年被為仰付板行出来申候。右之書物之内、肝要之処を書抜、少冊ニ致、或者外題を相応ニ付替、板行仕候得者、先板東医宝鑑之類板ニて、先板之難儀ニ罷成申候。

一、重板と申儀ハ、たとへバ東医宝鑑を其儘ニて、又外ニ板行仕候へバ、先板之重板ニて御座候。又ハ細字、或ハ小本ニ致、板行致候も重板ニて御座候。

つまり類板とは、元板の大事な部分を抜き書きしたり、改題したり、元板の販売に影響する恐れがある同類の著作であり、重板とは元板の内容

をそのまま剽窃したような著作であるらしい。もちろん細字や小本にしても、内容が同じであれば同様である。

板株があれば、このような問題を抱える著作の出版・販売を止めることが出来た。しかし、人気が高く利益を生みやすい書籍は、どの本屋にとっても魅力的であったはずで、重板・類板の類は後を絶たない。問題の起こった場合には、各自がそれぞれ自己の権利を主張して争う。吟味の結果、重板類板と認められた場合は、どういった裁定が下されるのか。それは公儀からの依頼で、本屋仲間が裁定方法を書き出して提出したという次の記事からわかる。

宝永七年（一七一〇）

一、従御公儀様重板蔵板出来之節、本屋共如何様ニ取扱哉、其趣書付差上候様ニ、被仰付候故、奉差上書付写。

一　本屋共方ニ所持之書物之類書、何方ニ蔵板出来仕候而も、元板構、難義仕候時ハ、其蔵板主へ断申、元板所持本屋共へ写本申請、板行仕候事。

一　蔵板元板之本屋へもらい申事、承引無之物ハ、先様へ断を相立、本屋方元板すたり不申候様ニ、改板仕候事。

一　板木蔵板ニ出来仕候ても、元板之本屋方ニ商物同前ニ支配致申候へハ、元板之構ニ成不申候ニ付、支配引請申ス品も御座候御事。

一　他国より持来候書物ハ、京都本屋行事方ニて吟味仕、元板之構ニ成不申物ニハ手紙相添、中ケ間通用仕申御事。

一　蔵板之書物中間是非支配仕、流布有之候様ニ被頼候人御座候得者、少々も元板之構ニ可成物ハ、元板之本屋へ譲り支配いたさせ申候事、

右之通本屋中ケ間之者共、相互ニ申合候。

つまりこれをまとめると、次のようになろう。

（1）類板が出た場合は、版下写本を譲り受けて、元板本屋に渡して出版させる。

（2）相手が承知しなければ、元板本屋が改版して出版する。

（3）元板本屋が自店の商品と同様に支配できる場合は構えにしない。

（4）京都に持ち込まれた本も、行事で吟味して、構えがなければ京都で通用させる。

（5）仲間が支配流布させたい本も、構えになりそうな場合は、元板本屋に支配させる。

次ぎに具体的な訴訟例で、特殊な場合を見てみよう。

元禄十六年（一七〇三）

一、節用集ニ江戸鑑景図入ヲ加へ、かきや善兵衛板行被致、大坂藤屋長兵衛方より構申由申来候。江戸鑑之義者古来より有之由申遣候へ共、達而申参候故、其旨かきやへ申通候へは、善兵衛被申候は、互ノ事ニ候へは了簡致仕替可申候。其雑用藤屋長兵衛より出し被申候様ニ申呉候を被申候故、其旨申遣シ候。其後何之沙汰も無之候。

大坂の藤屋は京都の行事に鍵屋への注意を要求したが、行事は江戸鑑は昔からあるものなので版権を主張するのは難しいと藤屋に返答。鍵屋が版権侵害はお互い様なので費用を藤屋も出す様要求したので行事は藤屋へ伝えたが、沙汰なく立ち消えになった。この記事から、この時点では本屋仲間でも板株についての見解[3]が一致していなかったことがうかがえるが、一七一〇年の公儀宛文書からは、ルールが少しずつ確立していく様を確認することが出来る。

そして重板・類板、すなわち差構えの問題は後々、版下写本の時点でも起こることとなる。

享保五年（一七二〇）

一、詩経示蒙句解、山形屋善兵衛板行被致、なはや次郎右衛門詩経祥解に構申由、祥解ハ未写本ニ而御座候故、申分立不申候。併し祥解板行之節、句解より構申さるましき由、申渡し相済候。

『祥解』は刊行どころか、まだ版下写本の段階なので、申し分が立たなかったという記事である。まだ権利が確定していない時点で申し立てをするとは、気が早いというより他に言いようがない。

行事の裁定に従わなかった場合、厳しい処置が、本屋に言い渡される。例えば「衆外」にされることもある。

元禄十五年（一七〇二）

一、大成論和語抄、林正五郎板行被致、風月之高野抄、武村新兵衛方諺解に指構候故、行事取扱候へ共、正五郎聞入不申故、正五郎衆外ニ致候。

林正五郎は『大成論和語抄』を出版した際、風月の『高野抄』と武村新兵衛の『諺解』に構えているとの訴えを受け、行事がその問題を取り扱

ったにも関わらず、裁定を聞き入れなかったため、「衆外」つまり本屋仲間から追放されてしまうという厳しい処置を受けた。しかし結局は、

一、右之書出入ニ付、正五郎衆外ニ成被申候ニ付、永田調兵衛、文台屋次郎兵衛世話被致候故、行事取扱、右和語抄六ツニ割、風月へ壱軒前、武村へ壱軒前遣シ、正五郎方四軒前所持之筈ニ出入相済。尤墨付板木之故、風月、武村より樽代出させ不申、其上弐軒へ三拾部つゝ摺とらせ申候。

とあるように、永田調兵衛、文台屋次郎兵衛を世話人として立て、版権を六分割し、正五郎四、風月一、武村一とし、それに加えて三十部を無料で摺らせるという結果になった。その他にも、裁定を無視して吟味中に摺出しをしたために、売買停止になった例もある。

宝永元年（一七〇四）

一、通俗戦国策、上坂（上村の誤記）平左衛門板行被致、大坂板呉越軍談ニ構候旨、行事へ断御座候故、吟味相済候迄摺出シ不申様ニ、平左衛門へ申渡候所、其旨相心得なから摺出シ被申候故、行事之訳立不申ニ付、右之本売買無之様ニ、惣中間へ触可申筈之処、挨拶人御座候而、板木三ケ一ト、出来本百部大坂へ差下シ、出入相済申候。大坂より行事へ為樽代白銀壱枚参候。則平左衛門方へ遣シ申候。

『通俗戦国策』板元の上村が、『呉越軍談』の板元に「構え」で訴えられているので、吟味が済むまで摺るなと行事に言われていたのに、これを無視して摺ったので、行事が売買しないよう仲ケ間に触れ回った。すると挨拶人を立て、板木（板株）三分の一と出来本百部を大坂に差し出し、売買禁止令は解かれることとなった。また同年には、追放となった例がある。

一、訓蒙図彙首書重板、江戸表より板木屋孫七支配致候を見付候故、御訴訟申候へハ、中九月廿八日孫七幷ニ小彫九人御召ニて、九年已前重板類板御停止之御触有之処、板木屋共相背候段、御咎被成、小彫九人ハ町々へ御預ケニて、十月ニ追放被成、孫七ハ江戸彫下シ之板木、廿日切ニ取登シ申様ニ被為仰付、其間親類へ御預ケ被成、十月廿二日孫七より板木差上ケ申候。此度ハ他国之咎故、御赦免成、重而罷登リ、妨ケ仕間敷由、仰付られ候。

江戸表からの連絡により京都の行事が孫七の一味を訴え、手下の小彫九人は町預けとなり十月に追放された。親方の孫七は江戸で彫下した板木を二十日の期限内に取寄せるよう公儀から言い渡され、その間親類預かりに。その後孫七は板木を差し上げたので、今回は京都ではなく江戸での罪だということで赦免となった。この例からも行事が、公儀の下部機関として力を持っていたことがわかる。

五　まとめ

元禄七年（一六九四）から寛保三年（一七四三）の間の、版権問題に関する本屋仲間行事の裁定の推移について、その要点をまとめると次のようになる。

（1）重板・類板を京都大坂ともお互いに慎むことを申し合わせる（一七〇二）。

（2）重板類板等の扱い方についてのルールを公儀に提出する（一七一〇）。

（3）他国出版本を京都で売る場合は、京都の行事の扱いになる（一七一〇）。

＊このあたりから売買停止という裁定が増えてくる。

＊削る場合、以前は基準が曖昧であったが、この時期あたりからは基準が明確になってくる。

（4）作者板元名が明記されていない書物や外題直しは売買停止にする（一七二二）。

（5）好色本の売買・板行を禁止する（一七二三）。

（6）大坂本屋並びに行事役が京都と同格になる（一七二三）。

＊これで大坂は対等に京都と話が出来るようになり、京都大坂間の訴えや書状も多くなる。

＊扱い難い、もしくは範疇外の訴えが増えてくる（素人板・双紙屋に関するもの）。

（7）他国の新板物は、入銀ではなく本替にする（一七二九）。

＊絶版を申し渡されるケースが急増する。

（8）版下写本の吟味を念入りにする（一七三二）。

（9）行事入れ替え・運営について改革する（一七三三）。

（10）吟味済み写本に勘定印を入れ始める（一七三三）。

（11）京の書物を江戸に広める時は、一部宛江戸仲ケ間へ渡す（一七三五）。

＊自分の利益を守ろうと、構えていないのに訴えたり、まだ出版していないのに先手を打つケースが出現する。

(12) 手代衆が仲間になる（一七四三）。

註

(1) 宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』（ゆまに書房、一九七七）。

(2) 外題替による、売買停止と外題使用止めの例を左に掲げる。

享保十五年（一七三〇）

一、筆家用文章ハ、万民用文章ノ外題替之由、藤屋武兵衛より売出し被申候。外題替、江戸表ニ而御法度之由承候故、其段申渡し、証文取、売買相止させ申候。且又万民用文章者、吉野屋藤兵衛方当流用文章指障リ有之板之由、武兵衛買元吉野屋源兵衛へ売戻し被申候。

一、今川抄古板を諺解と改、大坂毛利田庄太郎より売出し被申候。当地長谷河正右衛門方ニ諺解有之候故、構被申候。大坂藤や弥兵衛取扱被申候而、右大坂之諺解之外題相止メさせ被申候由、正右衛門申被出候。

前者の『筆家用文章』は外題替禁止の御法度を破り売買停止になり、後者の大坂の『諺解』は既に京都に『諺解』があるので使用停止になっている。

(3) 佐藤貴裕「近世節用集版権問題通覧―元禄・元文―」（『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』四四（一）、一九九五）。

（松田美由貴・日下　幸男）